

一般社団法人日本歯科技工学会認定
専門歯科技工士制度施行細則

- 第1条 一般社団法人日本歯科技工学会認定専門歯科技工士制度施行規程（以下「規程」という）に定めた事項以外については、この細則に基づき運用する。
- 第2条 規程第4条を満たし専門歯科技工士の資格を申請する者は、次の各号に定める書類に認定申請料を添えて学会に提出しなければならない。
- (1) 専門歯科技工士申請書（様式1）
 - (2) 履歴書（様式2）
 - (3) 日本国歯科技工士免許証の写し
 - (4) 学会会員歴証明書（様式3）
 - (5) 学会学術集会出席記録（様式4）
 - (6) 歯科技工学に関する発表記録（様式5）
 - (7) 症例発表審査申請書（様式11）
- 第3条 試験に合格し、専門歯科技工士の資格を申請する者は、登録申請書（様式7）に登録料を添えて専門歯科技工士認定審査委員会に提出する。
- 2 学会は、専門歯科技工士に専門歯科技工士資格証明カードを発行する。
 - 3 専門歯科技工士の資格更新を予定する者は学術大会、学術集会に参加の際、専門歯科技工士資格証明カードを所定の場所に提示し、専門歯科技工士認定研修等への出席を記録する。
- 第4条 第2条、第3条および第7条に定める手数料は、次の各号に定める。
- (1) 認定申請料 1万円
 - (2) 登録料 3万円
 - (3) 更新手数料 1万円
- 第5条 前条に定める既納の手数料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 第6条 専門歯科技工士の資格の更新にあたっては、5年間に次の各号をすべて満たさなければならない。
- (1) 一般社団法人日本歯科技工学会学術大会、支部学術大会および専門歯科技工士講習会等に3回以上出席すること。但し、長期海外滞在者については国際学術集会への出席を認めることがある。
 - (2) 日本歯学系学会協議会加入学会の学術大会に3回以上の出席は1回の出席とみなす。
 - (3) 学会が認める学術集会または刊行物において歯科技工学に関する報告を行うこと。
- 第7条 専門歯科技工士の資格を更新する者は、専門歯科技工士更新申請書（様式8）および研修報告書（様式9、10）に更新手数料を添えて学会に提出しなければならない。但し、学会に第6条(1)(3)について記録されている場合は、様式9、10の提出を求めない。
- 2 更新の申請は、認定失効日の6カ月前までに行わなければならない。
- 第8条 この制度の実施、運営にあたり財務は学会会計によって処理する。
- 第9条 この細則の改正については、規程検討委員会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この細則は、平成28年4月1日より施行する。
- 2 この細則は、平成29年5月9日に改正し、同日より施行する。
- 3 この細則は、2022年7月12日に改正し、同日より施行する。